

附章2 名勝おくのほそ道の風景地における 包括的保存活用の基本指針（案）

平成28年1月
文化庁文化財部記念物課名勝部門

1. 名勝おくのほそ道の風景地としての風致景観の維持、環境の創出に努める。

芭蕉が『おくのほそ道』に表現しようとした俳句の精神及び風景を捉える視点をはじめ、時代背景を偲ぶことができるように優れた風致景観を維持するとともに、良好な環境の創出に努める。なお、名勝おくのほそ道の風景地の保存・活用においては、特に、芭蕉が『おくのほそ道』において到達した風景観の根幹を成す「不易流行」の精神に留意する。

2. 『おくのほそ道』の文脈を中心としつつ、各地域における多様な活用の方向を模索する。

各指定地が広域に点在しつつも『おくのほそ道』を通じて密接不可分に繋がる一連の風景地であることを来訪者が体感できるように、指定地相互の関連性を踏まえた方策を講じる。加えて、行政管区に所在する文化遺産・自然遺産や地域社会・地域住民との繋がりにも注目し、関係する部局・組織等と緊密に連携を図りつつ、各指定地をめぐる固有の状況に十分配慮した多様な活用の方向を模索する。

3. 指定地の諸要素を適切に維持・改善し、公開・活用に必要な施設等を整備する。

おくのほそ道の風景地の指定地としての風致景観を保護するため、必要な管理を継続的に励行し、諸要素の適切な維持・改善を図る保存修理や修景等に係る事業を立案・実施する。また、維持管理や活用事業への地域住民の積極的・自発的な企画・参加も視野に入れ、芭蕉の事蹟や『おくのほそ道』の紹介、名勝おくのほそ道の風景地の本質的価値や指定地の位置付け等に関する情報提供並びに公開・活用方策の効果的な実施を促進するための施設等の整備（指定地外の隣接地における資料館・ガイダンス施設等の整備を含む。）を検討する。

4. 指定地の周辺地域の一体的な保全措置を講じる。

名勝おくのほそ道の風景地の指定地としての一体性を前提としつつも、各地域の実情を踏まえ、指定地の周辺地域における河川護岸施設・海岸堤防等の安全上不可欠な施設及び道路・鉄道等の生活・生業上不可欠な施設等については、指定地の風致景観に及ぼす視覚的影響や騒音等の状況を踏まえて修景等の保全措置を講じる。また、特に、指定地に隣接し、指定地と一体の風致景観を成す区域については、追加指定の可能性を検討するとともに、各地方公共団体において固有の方針に基づき策定される景観計画等の下に指定地の周辺環境に相応しい保全措置を講じることを検討する。

5. 包括的な保存・活用を推進するために、指定地の効果的な運営の方法と体制を段階的に整えていく。

名勝おくのほそ道の風景地としての一体的な保存管理・公開活用を実現するため、関係する県・市町の教育委員会文化財保護担当課は、相互の連携・協力の方策を検討する。各県教育委員会は、関係市町教育委員会における保存活用の取組を支援するとともに、近隣の県教育委員会と相互の意思疎通・情報交換に努める。また、各市町教育委員会は個別保存管理計画の策定を推進するとともに、特に「名勝おくのほそ道の風景地ネットワーク」(平成26年5月設立)等を通じて活発に協議を重ねることにより、包括的な保存・活用に係る効果的な運営の方法と体制を段階的に整えていく。

6. 各県・市町の体制や地域の実情に応じて、実現可能な事業計画を策定し、確実に実施する。

各市町が管理する指定地及びこれを取り巻く状況並びに取組体制は多様であることから、それぞれの実情に応じて、指定地の保存・活用の施策、周辺地域を含む一体的な保全措置、運営の方法・体制等について、実施可能性を十分視野に入れた事業計画を策定し、確実な実施に努める。事業計画策定に当たっては、短期的に実施が求められかつ実施が可能な項目と、中長期的な展望の下に実施に向けて準備を整えていくべき項目とに区分し、実現可能な内容・行程を検討する。

7. 保存・活用の状況及びそのための事業の進捗を的確に把握・評価し、計画改定等に反映する。

各県・市町の教育委員会文化財保護担当課は、それぞれ所管する指定地の保存・活用の状況及びそのための事業の進捗を的確に把握・評価し、5～10年を目途に検討されるべき個別保存活用計画や事業計画の改定等に反映する。また、その他の指定地との一体性を充実していく観点から、名勝おくのほそ道の風景地の全体にわたる保存・活用の状況や各種事業の進捗・効果等に関する相互の情報共有・意見交換等を促進し、より良い保存活用施策の実現に向けた連携・協力の在り方を検討する。